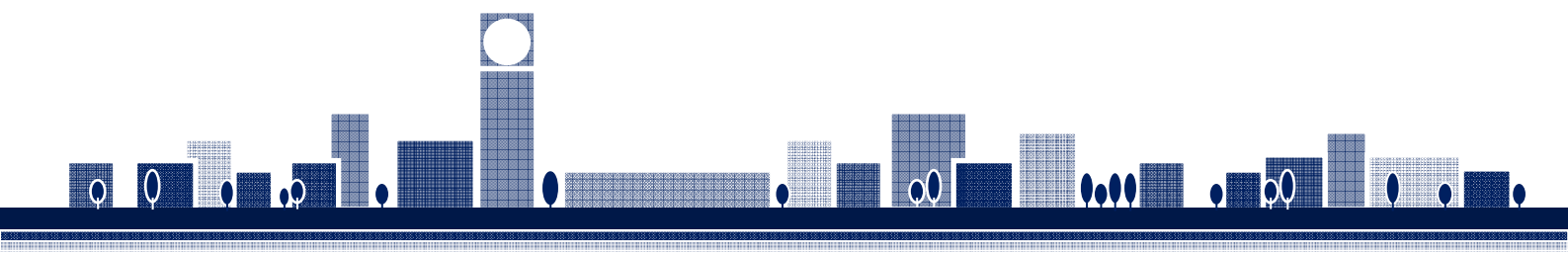


郡山市中心市街地機能活性化ビジョン

計画期間 2019年～2025年



—目次—

1	郡山市中心市街地機能活性化ビジョンについて・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	〔1〕 策定の目的	
	〔2〕 ビジョンの位置づけ	
	〔3〕 対象区域	
	〔4〕 目標年次	
2	現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・	11
	〔1〕 郡山市の現状	
	（1）市民が感じる地域の変化	
	（2）子育て世代の流出	
	（3）稼ぐ力	
	（4）財政状況	
	（5）市民ニーズの変化	
	〔2〕 中心市街地活性化の現状	
	（1）現状	
	（2）役割	
	（3）課題	
3	基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・	16
	〔1〕 まちづくりの方向性	
	（1）郡山市まちづくり基本指針	
	（2）郡山市都市計画マスタープラン 2015	
	（3）郡山市立地適正化計画	
	〔2〕 基本方針	
	〔3〕 目標	
4	取組・・・・・・・・・・・・・・・・	25
	〔1〕 取組	
	（1）分野【暮らし】	
	（2）分野【交通アクセス】	
	（3）分野【仕事】	
	（4）分野【交流・発信】	
	（5）分野【活用】	
	〔2〕 中心市街地活性化に関する主な支援	
	（1）都市機能誘導、更新、市街地整備に対する国の主な支援措置	
	（2）商業の活性化等に対する主な支援措置	
	（3）NPO、市民活動に対する主な支援措置	

5	推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	50
	〔1〕共有と役割	
	〔2〕活性化の推進	
	（1）活性化の体制	
	（2）計画の推進体制	
	（3）財源の確保	
	〔3〕活性化に向けたシナリオ	
	（1）まちづくり体験の積み重ね	
	（2）まちづくり情報の発信	
6	用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・	53
資料	・・・・・・・・・・・・・・・・	57
	I 中心市街地関連データ	
	II 策定経緯	
	III 郡山市中心市街地活性化懇談会設置要綱	
	IV 郡山市中心市街地活性化懇談会委員名簿	
	V 郡山市中心市街地活性化庁内推進委員会設置要綱	

はじめに

本市は、福島県の中央に位置し、北に安達太良山、東に阿武隈山系、西に猪苗代湖と豊かな自然に囲まれ、明治初期の「安積開拓・安積疏水の開さく」以降、福島県をけん引する中核拠点として発展してきました。また、東北新幹線や東北・磐越自動車道が縦横に交差する高速交通網の要衝となっており、「人・モノ・情報」が交流する「経済県都」として発展を続けています。

他方、人口減少・少子高齢化による人口構造変化が急速に進行する中、国連で採択された持続可能な国際目標「SDGs」¹の達成に寄与するため、国では「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」において「持続可能で強靱な国土と質の高いインフラ²の整備」を優先課題のひとつとして掲げ、住民生活を支える様々なサービス機能が確保された持続可能な都市構造「コンパクト＋ネットワーク」³の実現に向けたまちづくりを促進しています。

また、本市を中枢都市とし、近隣14市町村とともに推進する「こおりやま広域連携中枢都市圏」（以下、「こおりやま広域圏」という。）においても、一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持するための拠点の形成を目指しています。

本市においては「郡山市立地適正化計画」や「郡山市地域公共交通網形成計画」を策定し、公共交通の便利な地域に居住を誘導し、過度にクルマに頼らない、歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりを推進することで課題解決に取り組んでいます。

このような中で、商業、娯楽、医療、交通など多種多様な都市機能と生活利便施設が集積した郡山駅を中心とした中心市街地は、その重要な拠点であるものの、少子高齢化、インフラ施設⁴の老朽化、消費者ニーズの多様化等に伴う商店街の衰退など諸課題の先進地域でもあることから、ICT⁵・新技術の進化、MaaS⁶をはじめとしたシェアリングエコノミー⁷の拡大、人生100年時代の到来及びインバウンド⁸需要の増加などといった進みつつあるパラダイムシフト⁹へ対応しながら、その課題解決を更なる飛躍のチャンスと捉え、技術と人材、データと現場の新たなマッチング等を通じたオープンイノベーション¹⁰により、「交易」「交通」「交信」を活性化させ、「人・モノ・情報」が行き交い民間投資を誘引する「こおりやま広域圏」の玄関口として圏域の発展に寄与してまいります。

そして、人口減少時代であっても持続可能で選ばれる都市となるよう、市民や事業者の皆さんと賑わいや魅力を構築していきます。

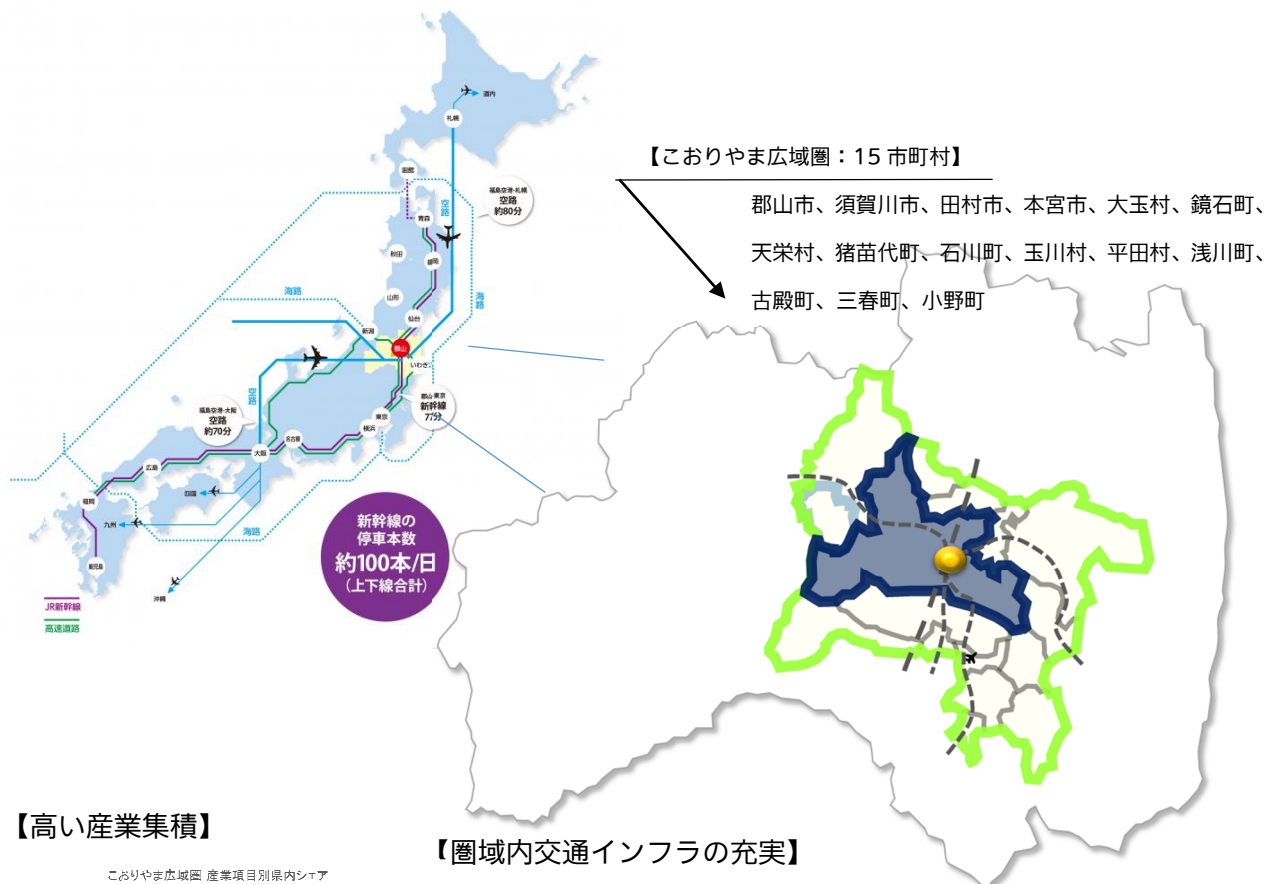
2019年3月
郡山市

- ¹ **Sustainable Development Goals** 2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標
- ² **infrastructure** 基盤、下部構造などの意味を持つ英単語。一般的には、道路や鉄道、上下水道、発電所・電力網、通信網、港湾、空港、灌漑・治水施設などの公共的・公益的な設備や施設、構造物など
- ³ **コンパクト+ネットワーク** 人口減少・高齢化が進む中、特に地方都市においては、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めること
- ⁴ **インフラ施設** 郡山市が設置・管理する道路、橋梁などの交通施設や公園、水道、下水道などの施設の総称
- ⁵ **Information and Communication Technology** 情報通信技術の略で、通信技術を活用したコミュニケーション。情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称
- ⁶ **Mobility as a Service** ICT⁵を活用して交通をクラウド化し、公共交通か否か、またその運営主体にかかわらず、マイカー以外のすべての交通手段によるモビリティ(移動)を1つのサービスとしてとらえ、シームレスにつなぐ。新たな「移動」の概念
- ⁷ **sharing economy** 物・サービス・場所などを、多くの人と共有・交換して利用する社会的な仕組み
- ⁸ **inbound** 入ってくるものという意味から転じて、外国(区域外)から訪れる旅行を指す
- ⁹ **paradigm shift** その時代や分野において当然のことと考えられていた認識や思想、社会全体の価値観などが革命的にもしくは劇的に変化すること
- ¹⁰ **open innovation** 新技術・新製品の開発に際して、組織の枠組みを越え、広く知識・技術の結集を図ること

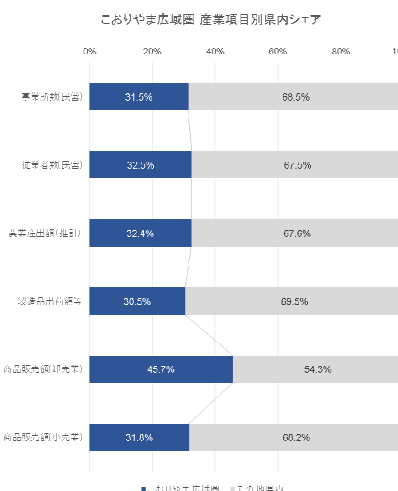
1 郡山市中心市街地機能活性化ビジョンについて

〔1〕 策定の目的

本市は、福島県の中央に位置する地理的優位性を生かし、国・県等の研究開発機構や新産業の集積に加え、高等教育機関との学術連携を進めるなど「人」、「モノ」、「情報」が集まる「経済県都」であり、「知の結節点」としての機能を有するハブ¹¹の役割を果たしており、さらにはこおりやま広域圏の中心市として、地域の発展に大きな役割を担っていることから、本市の拠点である中心市街地の目指す姿を市民、事業者、行政が共有しながら、圏域の発展に寄与し、効用を最大化する機能的な拠点として活用を進めるため「郡山市中心市街地機能活性化ビジョン」を策定します。



【高い産業集積】



【圏域内交通インフラの充実】

- 福島空港
- 圏域内 38 鉄道駅
(東北新幹線、東北本線、磐越東線、磐越西線、水郡線)
- 圏域内 IC¹² (SIC¹³ 含む) 16 カ所
(東北道、あぶくま高原道路)



【研究機関・高等教育機関等の集積】

※郡山市学術・研究機関
ネットワーク形成会議



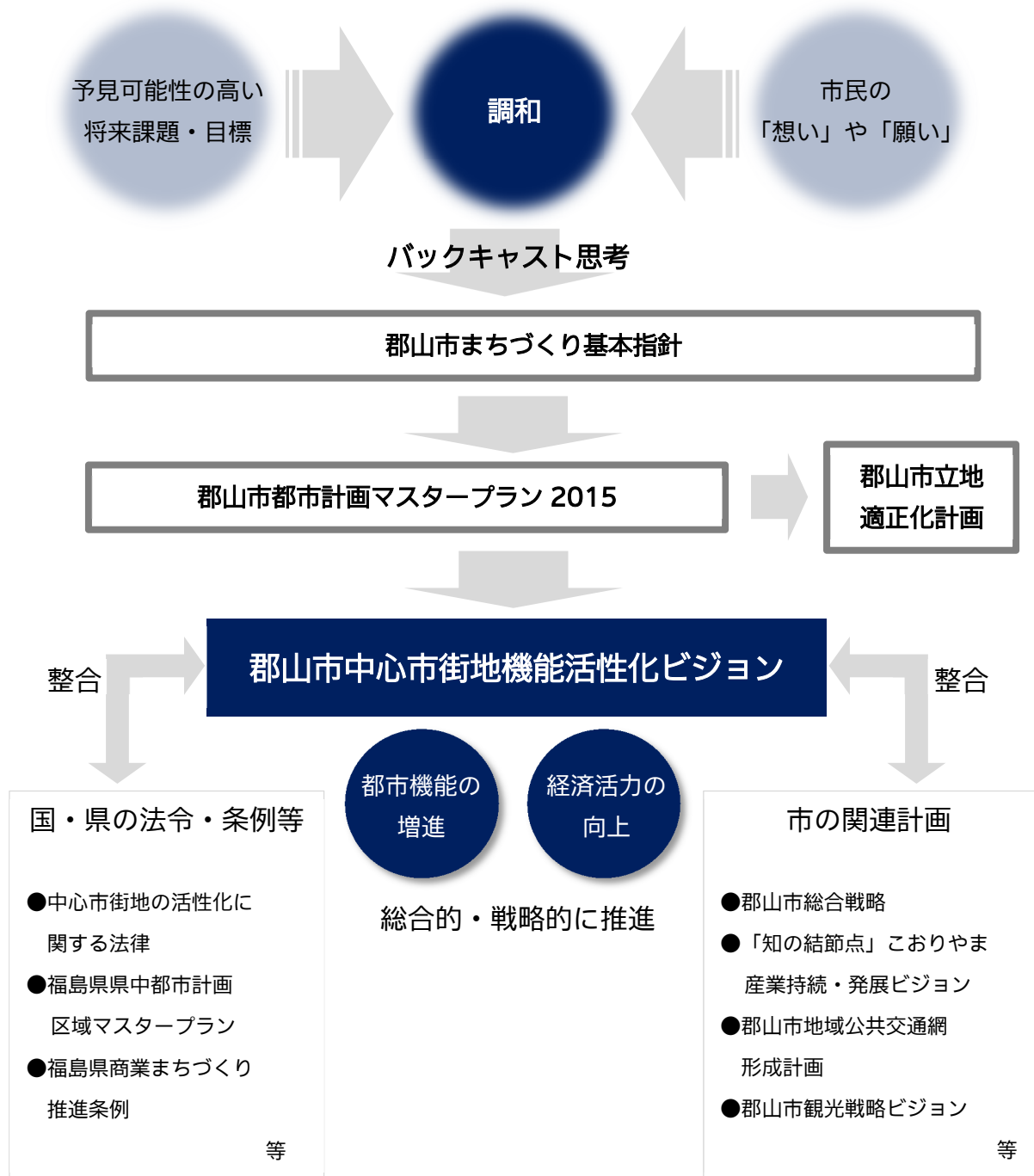
¹¹ hub 交通結節点 各種の交通機関において路線や航路が集中する場所

¹² Inter Change インターチェンジ 高速道路の出入口

¹³ Smart Inter Change スマートインターチェンジ ETC 専用インターチェンジで、高速道路へのアクセスの向上を目的に、サービスエリアや、パーキングエリアまたは既存のインターチェンジの間に設置

〔2〕ビジョンの位置づけ

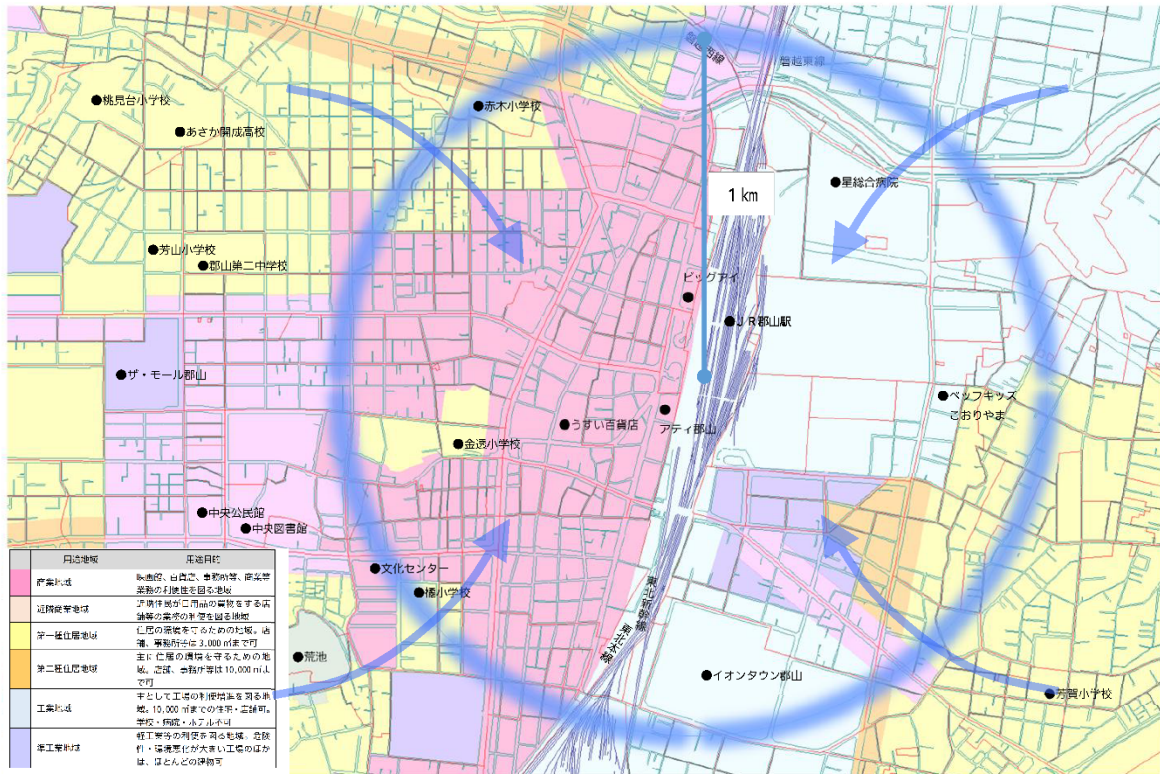
「郡山市まちづくり基本指針」や「郡山市都市計画マスタープラン 2015」を上位計画とし、中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号）第 5 条の趣旨を踏まえ、中心市街地の都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することを目指したこれまでの「郡山市中心市街地活性化基本計画」を、「郡山市中心市街地機能活性化ビジョン」として策定するものです。



〔3〕対象区域

本ビジョンにおいては、郡山市の中心市街地を以下の区域と定め、当該区域の活性化につながるものは、区域を限定せず検討するものとします。

郡山駅を中心に半径 1km を目安とし、北は逢瀬川付近、南は本町二丁目、西は、21 世紀記念公園、東は東部幹線付近までを区域とする



【区域設定理由】

- 郡山市まちづくり基本指針、郡山市都市計画マスタープラン 2015 及び郡山市立地適正化計画等のまちづくり方針と一致した新たなターゲットエリアを設ける
- こおりやま広域圏の拠点として持続可能な都市機能の確保を図る
- 公共交通、インフラ²等の既存ストックを活用しつつ、生活の利便性、投資の効率性の確保を図る

【範囲設定理由】

- 歩行者中心のまちづくりを促進するとともに、郡山駅東西の均衡ある発展を図るため、各公共交通が乗り入れ、公共交通ネットワークの中心として機能している郡山駅から半径 1km を基本範囲とする
- 中心市街地の回遊者や来街者などに影響を与える周辺の地区も対象区域とする

〔4〕目標年次

目標年次は、まちづくり基本指針の期間に合わせ、2025年度までの7年間とします。また、必要に応じて適宜見直します。

●関係計画期間

